

提案する諸条例等の制定要旨

議案第61号 南あわじ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定について

この条例制定は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の規定に基づき、市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、市長等に善意で重大な過失がない場合は、条例で定めた一定額を超える部分を免責可能とすることに関し、必要な事項を定めるため本条例を制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日からとし、市長等の同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用すると定めています。

議案第62号 南あわじ市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。主な改正内容は、空家等管理活用支援法人の指定及び特定空家等の除却等について定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日からと定めています。